

府 令

○内閣府令第七十七号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第十四条第一項及び第十五条第一項（これらの規定を同法第十八条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 菅 義偉

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年内閣府令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七十八号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第五条、第五条の二及び第五条の三並びに北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）第二十三条、第二十六条及び第二十八条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 菅 義偉

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令第七十九号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の規定に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 菅 義偉

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。